

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和5年度計画

地方独立行政法人宮城県立こども病院

前文

地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は、中期目標の達成に向けて、医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」を協働的に運用し、高度で専門的な医療及び総合的な療育を提供し、医療・療育の水準の維持・向上に貢献する。

法人は、新型コロナウイルス感染症の状況の変化を捉えて役割を果たしつつ、本来の医療・療育を維持し、さらには、小児の疾病構造の変化に伴い必要度が高まっている日常的な医療ケア、在宅医療、そして成人移行期支援等について適切に対応していく。

果たすべき役割と社会的ニーズを見定め、多職種が協働し、柔軟性をもって、患者・家族、そして地域のために、医療・療育の安定的かつ継続的な提供に取り組むものとする。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育を集約的に提供する。また、地域の関係機関等と連携し、地域貢献の充実を図る。

診療事業及び福祉事業の実施に当たっては、病院全体あるいは各部門の数値目標を定め、その達成に向けて業務を遂行する。

新型コロナウイルス感染症については、状況の変化に柔軟に対応する。

(1) 質の高い医療・療育の提供

イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施

当院の特徴や強みを生かし、高度で専門的な医療に取り組み、診療体制の維持と更なる充実を図る。

施設認定の維持・取得、先進医療の推進等、周産期・小児医療水準の維持・向上に努め、県の政策医療を適切に実施する。

各診療科・多職種の連携によるチーム医療を推進する。

特に、適切な薬物療法を通じて安心・安全で質の高い医療を提供するため、全ての病棟、集中治療室及び手術室に担当薬剤師を配置し、多職種の連携を密にして、チーム医療における協働を推進する。

脳死下臓器提供マニュアル（令和3年11月施行）に基づき、対応事案発生時を想定したシミュレーションの実施を検討するなど、迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。脳死下臓器提供マニュアルについては、適宜必要な見直しを行う。

循環器センター構想の一環として、本館3階病棟内にリカバリー室を設置する。

ロ 総合的な療育サービスの提供

障害のあるこどもの保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設の責務を果たす。障害のあるこどもとその家族が障害を受け入れ、より生活しやすくなるための能力の獲得、教育施設と連携した知識・技能・社会性の拡大に向けて、入所支援計画に基づいた総合的な療育プログラムを提供する。多職種で協働し、各職種の専門性を生かした総合的な療育サービスを提供する。

運営規程（医療型障害児入所施設宮城県立拓桃園運営規程、指定短期入所事業所宮城県立拓桃園運営規程）等について、必要に応じた改正・変更を行うとともに、福祉施設マニュアルの整備に取り組む。特に、令和4年度から基本報酬の減算対象とされた虐待防止・身体拘束適正化について、マニュアルを作成し周知徹底を図る。

ハ クリニカルパスの活用

医療の標準化，看護の均質化等を図るため，現行のクリニカルパスの見直しを行い，運用基準等を整備するなど，電子カルテを活用したクリニカルパスの活用を推進し，クリニカルパス適用率の向上を図る。

患者用クリニカルパスの対象を拡大し，入退院センターにおける入院前説明でのパスの活用を図る。

【指標】クリニカルパスの適用率を50%以上とする。

ニ 退院サマリーの作成

患者の退院後，院内の関係診療科，他の医療機関及びケア施設等の間で効率的に情報を共有し，患者の治療・ケアを適切に連携・継承できるよう，速やかな退院サマリーの作成に努める。

【指標】退院後2週間以内の退院サマリー作成率を90%以上とする。

ホ 在宅療養・療育への移行支援の推進

急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて，多職種協働で，退院・退所後を見据えて退院支援計画等を作成し，患者及びその家族が安心して療養・療育できる地域の環境を整備するなどの取組を推進する。

療育支援部，在宅支援運営委員会，ケース会議等による入院早期からの取組を継続し，また，入院時から退院を見据えた支援を計画的に行えるよう，入退院センターでの退院支援計画の立案を推進する。

ヘ 小児リハビリテーションの充実

本院が果たすべき小児リハビリテーションを明確にし，多職種協働で，リハビリテーション，療育を提供する。

こどもやその家族と，ニーズ，目標，療法内容等を共有したリハビリテーションを実施する。

専門性の向上のため，新たな評価，治療技術の修得や医療機器・福祉用具等に関する知識の獲得に努め，職員間で共有し互いに学び合うよう努める。

地域の医療・療育関係者と，互いの専門性を理解し連携して，こどもや家族が安心して地域生活へ移行できるよう支援する。

通園施設や学校へのスタッフ派遣について，継続して取り組む。

ト 成人移行期支援の推進

成人移行期支援について，院内の支援体制をさらに充実するとともに，県及び医療・療育機関等と連携して，成人期を迎える患者の成長・発達に応じた成人移行期支援に取り組む。

【指標】成人移行期支援外来受診患者数を前年度以上の実績とする。

(2) 地域への貢献

イ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進

(i) 情報発信の強化

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院である本院の特徴や強みについて，県内外の医療・療育機関等に対し，様々な媒体（ホームページ，診療案内，電子メール等）を用い，情報の発信に努める。広報の体制を見直し，情報発信力を強化する。

対面のほか，オンラインを活用して，管理者（院長）や実務担当者による関係機関への訪問活動等を実施し，成人移行後の受診も見据え，県内外の医療・療育機関と顔の見える関係を構築する。

(ロ) 関係機関等との連携推進

東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため、オンラインの活用等により、県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を推進する。

地域医療支援病院として、医療機関からの症例相談に対応するなど登録医療機関・登録医との連携推進や紹介率の維持・向上に努める。

【指標】紹介率を80%以上とする。

ロ 救急医療の充実

(イ) 周産期・小児医療の救急医療への対応

小児三次救急医療については、他の救急医療機関と密接に連携し、県内外の小児重症患者を常時広く受け入れる体制を構築する。また、宮城県ドクターヘリの搬送先医療機関として、小児重症患者のヘリ搬送を積極的に受け入れる。さらに、病院救急車を活用して、紹介元の医療機関へ医師・看護師が重症患者を迎えに行き、治療・管理しながら当院へ搬送する迎え搬送を引き続き実施する。

二次救急医療については、時間外救急診療体制の強化を図るとともに、他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し、救急患者の受入れの増加に努める。また、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、年22回を担当する。

令和元年度から運用が開始された「宮城県救急搬送情報共有システム」に引き続き参加し、救急車による患者搬送を積極的に受け入れる。

休日等における小児医療の確保のため、仙台市夜間休日こども急病診療所、石巻市夜間急患センター等に対する当院医師の派遣に引き続き協力し、県の一次救急医療に寄与する。

「宮城県こども夜間安心コール」において、引き続き当院の看護職員を相談員として派遣するとともに、当院一般当直医師が小児科医後方支援を実施して、県の0.5次救急に寄与する。

地域周産期母子医療センターとして、周産期の救急医療に適切に対応する。

(ロ) 救急医療体制の充実に向けた検討

県における小児の救命率の向上と地域医療の充実を図るため、小児救急・集中治療体制における当院の果たすべき機能・役割について、県内の小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制を関係機関と協議する。

救急運営委員会を中心とした「救急診療体制あり方検討WG」において、現状の課題・問題点の洗い出しと解決への道筋立てを行う。

毎月定例開催している救急運営委員会において、救急受入れ不能事例及び救急患者症例の検討を行い、その結果を担当職員にフィードバックして、患者受入れ促進と救急医療の質の向上に努める。

「一般当直業務マニュアル」及び「診療科別オンコール基準表」を適宜見直すとともに、各種救急疾患への対応マニュアルを整備し、救急患者対応の質の向上に取り組む。

重症入院患者の急変を早期に認識し救命するため、院内迅速対応システムを導入して、予期せぬ心停止・死亡の軽減を図る。

地域で唯一の小児専門ICUである小児集中治療室（PICU）については、地域医療における役割を明確化するとともに、スタッフのプロ意識とモチベーションの向上を図る。

新入職者をはじめ全職員を対象とした一次救命処置（BLS）及びAEDの講習会を開

催する。

ハ 新興感染症等への対応

新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、県の要請に応じ地域医療の確保に努める。

(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者及びその家族が医療・療育の内容を適切に理解し、納得した上で、治療や検査を自己選択できるよう、治療・検査説明、入退院支援計画説明、入院診療計画説明、入所支援計画説明等において担当者を決めて分かりやすく行うなど、説明・相談体制を充実するとともに、説明・相談に適した環境整備に努める。

年齢に応じたインフォームド・コンセントあるいはインフォームド・アセントの実施に努める。

入退院センターについては、その機能を十分に発揮できるよう、患者及びその家族の利便性の向上、入退院業務の効率化を図る。前年度の2期工事により改善した環境を生かし、令和5年度は、説明時のツールの充実等、サービスの質の向上を図る。

患者及びその家族が抱える諸問題に対しては、患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど、その解決・軽減に向けて支援する。

ロ 患者の価値観の尊重

ご意見箱「院長さん きいて！」等に寄せられる患者及びその家族からの意見・要望等について、迅速かつ適切に対応する。また、その内容について検討し改善状況を掲示するなど、客観的かつ患者及びその家族に寄り添う回答の作成に努める。

患者満足度調査を年1回実施し、過年度の結果との比較・検討を行い、その結果を公表するとともに、職員・院内関係者間で共有して、患者及びその家族のニーズを踏まえた改善に取り組む。

【指標】患者満足度調査を1回実施する。

ハ セカンドオピニオンの適切な対応

当院でのセカンドオピニオンを希望する患者を受け入れるとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど、セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援する。

(4) 患者が安心できる医療・療育の提供

イ 医療倫理の確立

診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組み、患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。

当院で行う医療行為に関連して発生する可能性がある倫理的課題については、法令遵守及び倫理的観点から臨床倫理委員会で検討し、適切に対応する。

ロ 医療安全対策の充実

医療安全対策を推進するため、医療安全推進室、安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の適正な分析等を行い、再発防止策を検討し、重大なインシデント（レベル3b以上）の縮減を図る。重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を維持・向上する。

月3回の病棟、診療関連部門の定期ラウンドのほか、適宜、テーマ別臨時ラウンド、マニュアル遵守状況の確認等を実施し、安全な医療環境のための助言と対策を行う。

職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう、マニュアルの管理方式を見直し、適

切に更新，周知，実践する。過年度から取り組んでいる医療安全管理指針の改訂については，令和5年度に改訂版を周知・運用する。

医療安全対策に係る教育，研修を行い，意識，技能の向上を図る。医療安全対策に係る全体研修を行うとともに，研修内容の周知徹底を図る。

医療安全に関する院内広報の発行（月1回），電子カルテログイン画面への医療安全情報の掲載（3～4週間更新）等を通して，職員の医療安全に対する意識の向上を図る。

未承認医薬品等を使用する場合には，未承認医薬品等評価部会において適切にリスク判定を行うなど，安全管理体制を確保する。

【指標】医療安全対策に関する全体研修を2回以上実施する。

ハ 院内感染対策の充実

院内感染対策を推進するため，感染管理室，感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）が連携して，院内ラウンドの充実，発生・蔓延防止対策の立案，実行，評価等に取り組み，患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。

特に，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については，流行状況に応じた柔軟かつ実効性のある対策を実践する。また，新興感染症の発生を想定した訓練を実施する。

過年度から取り組んでいる感染対策マニュアルの改訂については，令和5年度に改訂版を周知・運用する。

抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化する。

院内感染対策及び抗菌薬適正使用に係る教育，研修を行い，意識，技能の向上を図るとともに，研修内容の周知徹底を図る。

【指標】院内感染対策に関する全体研修及び抗菌薬適正使用に関する研修を2回以上実施する。

2 療育支援事業

医療型障害児入所施設として，障害のあるこどもと家族に対し，個別性を考慮しながら，総合的な療育支援を行うよう取り組む。また，こどもと家族が主体的に在宅移行を選択できるよう地域の障害福祉サービス事業所等と連携することで，退所後も継続的な支援が受けられる環境を整備する。

(1) 療育支援体制の充実

医療型障害児入所施設として，入所支援計画を作成して組織的に療育支援を行うための管理をする児童発達支援管理責任者を適正に配置する。

長期の入所者の成長・発達を促すため，看護師，保育士を適正に配置するとともに，支援学校教員との連携体制を構築する。

療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに，各々が専門職としての経験を蓄積し，技量の向上に努める。

院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに，院内外に各職種の役割について，ホームページ等を活用して院内外に情報発信し，理解が深まるよう努める。

(2) 在宅療養・療育支援の充実

イ 療育サービスの充実

入所中のこどもに対して個々の状況に応じた適切な療育サービスを提供し，機能の向上や健康の増進・維持を図ることで，個々の状況に応じた施設生活を営めるように支援する。また，入所の目的と期間を予め定めて入所する有期有目的入所を推進する。

【指標】有期有目的入所者数（実人数）を100人以上とする。

ロ 障害のあるこどもとその家族の地域生活の支援

障害のあるこどもとその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、各分野の専門職員が、障害のあるこどもとその家族、関係機関を対象とした講話を行い、障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。オンライン形式による開催については、柔軟に取り入れていく。

医療的ケア児の増加に伴い、日常生活・社会生活を社会全体で支援することが重要課題となっていることを受け、県の医療的ケア推進事業に引き続き参画し支援学校巡回指導医を担うなど、支援する。

ハ 短期入所及び体調管理入院の充実

短期入所、体調管理入院の充実を図り、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続へのより一層の支援に努める。

引き続き、感染症の状況に応じた受入れを継続する。また、障害のあるこどもと家族のニーズを踏まえ、当院以外他施設も含めて受入れ先を調整するなど、支援の充実を図る。

3 成育支援事業

成育支援部門に様々な専門職を配置し、隣接する宮城県立拓桃支援学校と連携・協力して、こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長・発達を支える成育医療を実現する。

こどもの成長・発達の支援、患者及びその家族に対する心理的・社会的支援、在宅療養の支援等を通じて、患者及びその家族が抱える諸問題の解決と調整を図る。

病院ボランティアを積極的に受け入れ、より充実した患者サービスの提供に努める。

(1) 成育支援体制の充実

こどもの成長に合わせた成育医療を適切に提供するため、成育支援部門に必要な専門職（保育士、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、子ども療養支援士、臨床心理士、ソーシャルワーカー、看護師、認定遺伝カウンセラー、ボランティアコーディネーター等）を適正に配置する。

成育支援に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、各々が専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。

院内外からの専門性へのニーズに対応するとともに、各職種の役割について、ホームページ等を活用して院内外に情報発信し、理解が深まるよう努める。

(2) こどもの成長・発達への支援

患者・家族のQOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努めるとともに、こどもの生活全般を視野に入れながら、個別性を捉えこどもが主体的に取り組める様々な活動を企画し、成長・発達を促す。

全てのこどもにおいて、家族と育ちを共有しながら専門性を生かした支援を行い、支援の質の向上に向けた取組に注力する。特に、集中治療系の保育の継続・拡大に向け、実現可能な保育計画を立案し、ニーズに合わせた保育の提供に努める。

生活に彩りを与えられるよう、慰問の受入れ、行事・イベント等について、感染症の状況に応じた開催方法を検討・実施する。

宮城県立拓桃支援学校と連携するなど、患者及びその家族にとってより良い療養環境プログラムを提供する。

【指標】集中治療系の保育人数を前年度以上とする。

(3) 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援

インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に、医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し、こどもの成長・発達を考慮し各々に合った方法を用いながら、検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減につながるよう支援する。

患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては、関係する専門職が連携して、その解決・軽減に向けて、早期から積極的に支援する。

当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては、院外の関係機関との連携を図り、その解決・軽減に向けて、積極的に支援する。

児童虐待などのこどもを取り巻く複雑な環境に対応するため、家族関係支援委員会等において対応策を協議する。

臨床遺伝学の発展に伴う新たな検査・診断について、専門職を中心に多職種協働で、患者及びその家族を支援する。

(4) 病院ボランティア活動の充実と支援

より充実した医療・療育サービスを提供し、その向上を図るため、病院ボランティアと病院スタッフとの協働的連携を図るとともに、他施設の取組を参考にするなど、ボランティア活動の充実に努める。

感染症の状況に対応できるよう受入れ体制を柔軟に調整し、ボランティア活動の継続に努める。

医療と療育を一体的に提供する施設として、病院ボランティアを積極的に受け入れる。ホームページを活用したボランティア活動報告や登録申込みの実現に取り組む。

ボランティア登録の基準を見直し、患者・家族と接する活動の幅を広げるなど、ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なものとなるよう支援する。

4 臨床研究事業

院内のみならず県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行する。

臨床研究推進室を中心に、当院における研究実施体制等の充実に努め、医薬品・医療機器に関する治験（企業主導型、医師主導型）を含めた臨床研究全般について、学術的・事務的サポート及び臨床研究を支援する人材の確保・育成を行う。また、公的研究費を適正に運営・管理するため、その基盤となる組織体制の維持及び内規の遵守に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

(1) 臨床研究の推進

倫理委員会の事務局を臨床研究推進室に置き、同委員会において臨床研究の対象となる個人の人権擁護、利益・不利益及び危険性等を適切に審査し、臨床研究の活発な遂行を図る。

東北メディカル・メガバンク機構への参加による東北大学との連携等を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。

診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。

ホームページ等を通じて、当院で実施する臨床研究に関する情報を適切に公開する。

研究責任者及び研究実施に携わる者については、eラーニング（ICReb）の教育プログラムの受講を義務づけ、研究倫理に関する教育・研修体制の充実に努める。

【指標】臨床研究実施件数を170件以上とする。

(2) 治験の推進

治験審査委員会において、治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど、治験の原則に則して適切に推進する。

東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク（TNN）や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。

(3) 臨床研究支援体制の充実

臨床研究及び治験の推進を支えるため、臨床研究推進室による事務的な支援体制を充実させるとともに、治験等の実績に応じて研究支援費を支給するなど、職員による臨床研究を奨励する。

5 教育研修事業

当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により、研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に積極的に取り組む。

職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。

(1) 質の高い医療・療育従事者の育成

イ 臨床研修医や専攻医の育成

協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒後1年目から2年目までの臨床研修医の研修（1～2か月間）を積極的に受け入れる。

医学部卒後3年目から5年目までの専攻医については、当院独自の後期研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、他の研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。

特に、小児内科系コースに関しては、当院の専攻医を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in MIYAGI」の一環と位置付け、プログラムに登録した専攻医のローテート研修を積極的に受け入れる。

若手医師の育成を目的として、指導医及びコメディカルによる専攻医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、専攻医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

医学情報の検索・入手環境の整備、研究支援体制の充実、各種研修会の開催、臨床研修指導医講習会への参加等を通して、教育研修環境の整備に努める。

ロ 専門医の育成

医療内容の高度化や増患対策等の課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す卒後6年目以降で後期研修を修了した若手医師を受け入れ、当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。

指導医及びコメディカルによる専門研修医の評価を行い、総合評価を臨床研修委員会から本人にフィードバックして、当院における研修の充実を図る。同時に、専門研修医による指導医・研修診療科の評価も行い、今後の臨床研修指導の参考に資する。

ハ 職員の資質向上への支援

医師をはじめ、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実する。

新たな知見獲得、病院として必要な資格取得、自己啓発等のため、各種学会、外部研修会への参加等、職員の資質向上のための支援に努める。

学術支援委員会の活動（院内勉強会の開催，学会発表・論文投稿，研究活動の助成等）を充実して，院内における学術活動を振興し，県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上に寄与する。

e ラーニングを活用した院内研修内容の周知徹底，長期休暇取得職員の復職支援を図るとともに，短時間勤務者の学習に役立てる。

感染症対策を通じて取り組んできた集合研修のスリム化については継続して取り組む。e ラーニングのオプションとして，院内で作成した動画を自宅で視聴可能とすることにより，現場に即した学習の機会を確保する。

(2) 地域に貢献する研修事業の実施

イ 地域医療支援病院としての研修事業

地域医療支援病院として，県内外の周産期・小児医療従事者及び関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため，登録医療機関の医師・職員，関係機関の職員に対し，講演会，症例検討会等の地域医療研修会を開催し，その充実を図る。引き続き，オンライン形式による開催を柔軟に取り入れ，県内外の医療関係者との連携強化に努める。

【指標】地域医療研修会を12回以上開催する。

ロ 療育拠点施設としての研修事業

療育拠点施設として，地域の療育スタッフの資質向上を支援する。

療育支援研修会等を開催し，療育支援に必要な知識・技術の習得を支援する。引き続き，オンライン形式による開催を柔軟に取り入れる。

療育育成関連研修会への講師派遣，実習・研修等の受入れについては，感染症の状況に応じて対応する。

【指標】療育支援研修会を1回以上開催する。

6 災害時等における活動

災害や感染症等の公衆衛生上，重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には，適時・適切な対応ができるよう体制を整える。

新型コロナウイルス感染症に対しては，新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心として，国，県等の動向を注視し，関係機関と連携しながら，適切に対応する。

大規模災害が発生した場合に，迅速かつ的確な対応ができるよう，医療救護体制の整備及び関係機関との連携等についてワーキンググループで検討し，机上訓練等を行うとともに，災害対策マニュアルの整備に取り組む。

災害等の発生に備え，定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行う。

消防訓練，防災訓練を実施し，災害時の対応力の向上に努める。

食料や医薬品の備蓄や防災関連機材を整備し，その充実を図る。

防犯等の安全対策については，警察との連携による防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど，安全管理体制の徹底に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため，効率的・効果的な組織の構築，業務運営体制の強化等に取り組む。

(1) 効率的・効果的な組織の構築

当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。

医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量等の変化に対応できる適正な職員配置に努める。

職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行う。

(2) 業務運営体制の強化

外部研修の活用等による事務職員の資質向上と組織活性化に取り組み、経営力の強化を図る。

P D C A (P l a n (計画), D o (実施), C h e c k (検証), A c t i o n (改善)) マネジメントによる継続的な運営改善に取り組み、業務運営体制の強化を図る。

(3) 職員の参画等による業務運営

日常の医療・療育活動の中で把握した患者及びその家族のニーズを各業務に反映させるなど、職員参画による業務運営・改善に取り組む。

各種経営指標等の情報を会議や電子掲示板を通じて共有し、職員が関心をもって主体的に業務運営に参画できる体制とする。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種経営指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、収益の増加及び経費の節減に取り組み、収支改善を図る。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、収支改善を図る。

イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善

病床の管理体制の充実により、入退院予定情報、空床情報等を集約的に把握し、また、病床を柔軟に運用して、緊急入院患者等が速やかに入院できる体制を整える。

従来の当院に求められる役割を果たしつつ、循環器センター構想に関わる本館3階病棟リカバリー室新設工事や新型コロナウイルス感染症の緩和状況等の影響も考慮し、病床の効率的な利用を図る。

患者数の増加に向けて、具体的な行動計画の策定、関係機関との連携、広報活動の強化、救急患者の受入れ等を積極的に推進する。

【指標】病床利用率は75.0%の達成を目指す。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善

医療機器について、経年劣化の状態や稼働状況を把握し、診療が滞ることのないように、計画的に保守・整備する。

医療機器のレンタルに際して過剰な費用が発生しないように、院内の使用状況等を確認・調整する。

医療機器管理ソフトを活用し、経年劣化等により安全性が確保できない恐れのある医療機器を未然に把握するなど、医療機器の安全で効率的な使用を図る。

さらに、医療機器の院内修理、整備を適切に実施し、維持コストの削減及び医療機器のダウンタイム(故障・修理による使用不能期間)の減少に努める。

(2) 収益確保の取組

診療データの把握等により新たな診療報酬の取得の可能性やD P Cの係数向上等について、多職種で具体的に検討し、提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。

診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速かつ適切に行い、事業収益の確保に取り組む。

収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深めるため、会議等を通じて情報共有を図る。

医療情報システムにおける診療データの集計・検索機能を活用するなど、診療報酬等の請求漏れの防止に努める。

院内の連携を強化し、患者への医療費助成制度の利用案内を早期に行い、未収金発生の防止に取り組む。

未納者に対する支払督促及び納入相談を行うとともに、未収金管理回収業務委託事業者を適切に活用して、未収金の早期回収に取り組む。

(3) 業務運営コストの節減等

業務運営コストの節減のため、定量的目標を策定し、その達成に向け、取り組む。

イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減

医療材料、医薬品等については、競争性の確保、適切な在庫管理、契約品目数の縮減等に努め、購入価格及び材料費比率の低減を図る。

月ごとに棚卸しを行い、過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないように、棚卸実施結果を活用して在庫に対する意識改革を働きかけ、経費の節減を図る。

医薬品については、診療報酬算定基準を踏まえた後発医薬品の導入を推進するとともに、全国ベンチマークや他施設への照会結果等を活用し価格交渉を行うなど、購入価格の低減を図る。

ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減

業務量等に対応した適正な職員配置、職員の職務能力の向上を図るとともに、知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用を促進するなど、人件費比率の低減を図る。

業務委託については、仕様を見直し適正な業務委託を行い、また、入札により競争性を確保するなど、委託費比率の低減を図る。

【指標】 医業収益に対する人件費比率を 75.4%以下とする。

ハ 修繕費の節減

施設・設備については、安全の確保及び良好な環境の維持のために適切に管理するとともに、予防保全の観点から中期修繕計画等に基づき計画的に修繕を行い、ライフサイクルコストの低減を図る。

医療機器については、院内修理、整備の適切な実施等により、修繕費の低減を図る。

ニ E S C O事業の推進による節減

高効率ボイラー、ヒートポンプチャラー、BEMS装置（ビルエネルギー管理システム）で構成されるE S C O事業を引き続き運用し、エネルギー消費の節減、C O₂の削減を図る。

(4) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、医療情報システムを活用して財務分析を行い、経営の効率化を図る。

月次決算を行い毎月の財務状況を把握し、経営改善を図る。

地方公営企業決算状況調査等を活用して、他の医療・療育機関の経営情報を集積し、経営の効率化に資する。

(5) 外部評価の活用等

県による当法人の業務実績に関する評価結果等を活用して、業務改善に積極的に取り組む。

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価については、新たなバージョン（機能評価種別版評価項目 3rd G : Ver. 3.0）の受審に向けて継続的な質改善活動に取り組む。

み、業務改善や病院機能の向上を図り、更新認定を目指す。

第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画の着実な実施等により、財務内容の改善を図る。

【指標】経常収支比率を97.6%以上とする。

医業収支比率を71.9%以上とする。

1 予算

別紙1のとおりとする。

2 収支計画

別紙2のとおりとする。

3 資金計画

別紙3のとおりとする。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

5億円とする。

2 想定される理由

医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

令和5年度中の計画はない。

第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

令和5年度中の計画はない。

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第8 積立金の処分に関する計画

第5期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 人事に関する方針

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く状況の変化を捉えた適切な人員を計画的に確保・配置する。

多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の再任用等を促進する。

障害者雇用率の達成に向けて、障害者雇用を推進するとともに、入職後のフォローアップなどにより人材の定着を図る。

【指標】障害者雇用率が法定雇用率を達成するように努める。

(2) 人材育成に関する方針

教育研修事業や臨床研究支援体制の充実により、職員一人一人の専門性の向上を図る。

外部研修機関が実施する研修事業等を活用し、人材の育成を図る。特に、幅広い人材育成が期待できる宮城県公務研修所、東北自治研修所主催の研修を重点的に活用し、職務に必要な知識とスキルを学ぶことにより、体系的な研修体制の構築を進め、提供する医療・療育サービスの質のより一層の向上を図る。また、各部署における研修等のニーズを把握し、研修機会の拡大に努める。

組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。

(3) 適切な人事評価の実施

人事評価制度の適切な運用を行いながら、職員が積極的に法人運営や病院運営へ参画できる機会の拡大を図るなど、職員のモチベーションの高揚や意識改革につながる取組を推進する。

2 職員の就労環境の整備

職員の心身の健康状態の向上を目指し、健康診断、ストレスチェック、メンタルヘルスクエア対策の充実、産業医による健康相談等に取り組む。

「働き方改革」を推進するため、多様な雇用形態の導入、子育て支援の充実等、職員のワークライフバランスに十分に配慮し、職員が健康で、生きがいを持って業務を遂行できる良好で快適な就労環境を整備する。

特に、時間外勤務の多い職員の健康管理に配慮するとともに、時間外労働の縮減及び年次有給休暇の確実な取得に取り組む。

患者中心の質の高い医療を提供しながら、病院で働く職員が病院に魅力を感じ、意欲を持って継続的に働ける職場とするため、新たに「職員やりがい度調査」を実施し、改善する。

院内保育所については、引き続き職員のニーズに対応した運営に努める。

3 情報セキュリティ対策に関する計画

オンラインの活用等に伴う情報セキュリティリスクの高まりを受け、適切な情報セキュリティ対策に努める。

医療情報システム上の個人情報等の漏えいを防止するため、構築したネットワークを適切に運用・管理する。

特に、ランサムウェア等による医療機関の被害が年々増加していることに鑑み、情報セキュリティ対策状況を再確認するとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施する。

4 医療機器・施設整備に関する計画

(1) 医療機器・施設整備計画

医療機器及び施設の整備に当たっては、その目的、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案して、財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。

令和5年度において整備する医療機器及び施設に関する計画は、別紙4「医療機器・施設整備に関する計画」のとおりとする。

(2) 医療情報システムの効率的活用

第三次医療情報システムの機能強化を推進するとともに、マニュアルの整備等により運用ルールを統一し、さらなる医療安全の確保及び診療の効率化を図る。

仮想サーバの新たな導入により、電子カルテシステムと医療機器との情報連携を一元的に管理・監視できること等を生かし、医療情報システムの運用・管理の一層の効率化を図る。

(3) 大規模修繕計画

10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、整備計画を適時見直し、計画的に実施する。特に、中央監視装置周辺機器更新工事等の大規模工事については、仕様等の必要な見直しによるコスト縮減に努めながら、安全かつ着実な工事施工に努める。

別表

年度計画に関する数値目標

No.	該当項目	指 標	数値目標
1	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	NICU 年間延入院患者数	4,000人
2	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	GCU・HCU 年間延入院患者数	4,500人
3	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	消化管内視鏡件数	240件
4	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	消化器科 年間新患総数(外来,入院)	400人
5	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	食物負荷試験件数	1,000件
6	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	アトピー性皮膚炎教育入院	10件
7	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	アトピー性皮膚炎治療入院	5件
8	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	リウマチ外来紹介患者数	60人
9	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	感染症コンサルテーション数(院内)	年間300例以上
10	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	腎疾患の新患紹介件数	70件
11	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	血液腫瘍科 年間延入院患者数	5,500人
12	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	年間心臓カテーテル件数	320件
13	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	神経科 年間延入院患者数	8,000人
14	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	神経科 年間新患総数(外来)	250人
15	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	神経科関連年間英文論文総数	10
16	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	外科 年間入院数	330例
17	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	外科 年間手術件数	320例
18	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	外科 鏡視下手術数	50例
19	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	年間心臓血管手術数	160例
20	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	脳神経外科 年間手術件数	90件
21	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	脳神経外科 外来新患数	350人
22	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	整形外科 年間外来患者数	4,000人
23	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	整形外科 小児運動器疾患指導管理料算定件数	1,000件程度
24	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	形成外科 年間手術件数	130件
25	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	形成外科 新患数	180人
26	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	泌尿器科 年間手術件数	300件
27	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	年間分娩数	300人
28	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	産科 年間救急車(母体搬送)受入数	100件
29	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	歯科口腔外科・矯正歯科 年間外来患者数	9,000人
30	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	歯科口腔外科・矯正歯科 手術件数	100件
31	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	発達診療科 外来初診患者数	150人
32	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	発達診療科 発達障害の外来初診患者数	150人
33	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	CT件数	900件
34	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	MRI件数	1,250件
35	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	核医学件数	250件
36	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	超音波検査件数	500件
37	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	麻酔管理件数	1,740件
38	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	ICU入室患者数	年間350例以上
39	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	ICU搬送患者数	年間30例以上
40	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	病理組織診断件数	600件
41	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	細胞診件数	100件
42	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	術中迅速診断件数	5件
43	第1-1-(1) 質の高い医療・療育の提供	病理解剖件数	5件
44	第1-1-(1)ロ 総合的な療育サービスの提供	入退院時のCOPM平均スコア比 (遂行度・満足度)	3以上
45	第1-1-(1)ハ クリニカルパスの活用	クリニカルパス適用率	50%以上
46	第1-1-(1)ニ 退院サマリーの作成	退院後2週間以内の退院サマリー作成率	90%以上
47	第1-1-(1)ト 成人移行期支援の推進	成人移行期支援外来受診患者数	前年度以上
48	第1-1-(2)イ(ロ) 関係機関等との連携推進	紹介率	80%以上
49	第1-1-(3)ロ 患者の価値観の尊重	患者満足度調査の頻度	年1回
50	第1-1-(4)ロ 医療安全対策の充実	病棟、診療関連部門のラウンド実施頻度	月3回
51	第1-1-(4)ロ 医療安全対策の充実	医療安全対策に関する全体研修の回数	年2回以上
52	第1-1-(4)ハ 院内感染対策の充実	職員の針刺し切創件数 (患者未使用器材・粘膜曝露除く)	20件以下
53	第1-1-(4)ハ 院内感染対策の充実	職員のインフルエンザ予防接種率	90%以上
54	第1-1-(4)ハ 院内感染対策の充実	院内感染防止対策に関する全体研修の回数	年2回以上
55	第1-2-(2)イ 療育サービスの充実	有期有目的入所者数(実人数)	100人
56	第1-2-(2)ロ 障害のある子どもとその家族の地域生活の支援	講話(お話しシリーズ)開催回数	年5回
57	第1-3-(2) こどもの成長・発達への支援	集中治療系の保育人数	前年度以上
58	第1-4-(1) 臨床研究の推進	臨床研究実施件数	170件
59	第1-4-(2) 治験の推進	治験受託件数	20件
60	第1-5-(1)ニ 職員の資質向上への支援	看護部全体研修平均参加人数 (オンラインでの参加も含む)	80人以上
61	第1-5-(1)ニ 職員の資質向上への支援	クリニカルラダーレベルⅢ以上取得者割合	看護師全体の37%以上
62	第1-5-(1)ニ 職員の資質向上への支援	厚生労働省が新人に求める臨床実践能力の 技術的側面の平均目標達成率	平均達成率80%以上
63	第1-5-(1)三 職員の資質向上への支援	院内療育研究会開催回数	2回
64	第1-5-(2)イ 地域医療支援病院に貢献する研修事業の実施	地域医療研修会開催回数	12回以上
65	第1-5-(2)ロ 療育拠点施設としての研修事業	療育支援研修会開催回数	1回
66	第2-2-(1)イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善	病床利用率	75.0%
67	第2-2-(1)ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善	各部署共用医療機器の故障率	0.6%以下
68	第2-2-(2) 収益確保の取組	栄養食事指導件数 (特定疾患管理料,外来栄養食時指導料関係)	500件
69	第2-2-(2) 収益確保の取組	服薬指導件数	2,000件以上
70	第2-2-(3)イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減	医薬品費比率	14.8%
71	第2-2-(3)ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減	人件費比率	75.4%
72	第2-2-(3)ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減	委託費比率	16.7%
73	第3 予算,収支計画及び資金計画	経常収支比率	97.6%
74	第3 予算,収支計画及び資金計画	医業収支比率	71.9%
75	第9-1-(1) 人事に関する方針	障害者雇用	障害者雇用率の達成

予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	10,380
医業収益	7,279
入院収益	4,957
外来収益	1,165
児童福祉施設収益	1,091
入院収益	807
外来収益	206
児童福祉収益	78
その他医業収益	66
運営費負担金収益	3,031
補助金等収益	70
営業外収益	63
運営費負担金収益	44
その他営業外収益	19
資本収入	1,269
長期借入金	1,269
その他収入	700
その他	700
収入合計	12,412
支出	
営業費用	9,609
医業費用	8,788
給与費	3,995
材料費	1,609
経 費	1,450
研究研修費	56
児童福祉施設費	1,678
給与費	963
材料費	220
経 費	489
研究研修費	6
一般管理費	343
給与費	273
経 費	70
控除対象外消費税等	397
資産に係る控除対象外消費税等償却	81
営業外費用	67
財務費用	66
その他医業外費用	1
資本支出	2,303
建設改良費	1,294
償還金	1,009
その他支出	738
その他	738
支出合計	12,717

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。
その他費用については、物価の変動は考慮していない。

(注3) 資産見返戻入及び減価償却費、退職給付費用は含んでいない。

[人件費の見積り]

令和5年度は総額5,231百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費に相当するものである。

[運営費負担金の算定ルール]

救急医療等の行政的経費及び小児医療・高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定より算定された額とする。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

収 支 計 画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入の部	10,791
営業収益	10,728
医業収益	7,279
入院収益	4,957
外来収益	1,165
児童福祉施設収益	1,091
入院収益	807
外来収益	206
児童福祉収益	78
その他医業収益	66
運営費負担金収益	3,031
補助金等収益	70
寄附金等収益	9
資産見返運営費負担金戻入	58
資産見返補助金等戻入	38
資産見返寄附金等戻入	2
資産見返物品等受贈額戻入	241
営業外収益	63
運営費負担金収益	44
その他医業外収益	19
支出の部	11,059
営業費用	10,992
医業費用	10,127
給与費	4,185
材料費	1,609
減価償却費	784
経 費	1,450
研究研修費	56
児童福祉施設費	2,043
給与費	1,015
材料費	220
減価償却費	313
経 費	489
研究研修費	6
一般管理費	387
給与費	288
減価償却費	29
経 費	70
控除対象外消費税等	397
資産に係る控除対象外消費税等償却	81
営業外費用	67
財務費用	66
その他医業外費用	1
総損失	△ 268

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

資 金 計 画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金収入	14,682
業務活動による収入	10,443
診療業務による収入	7,279
その他業務活動による収入	19
運営費負担金による収入	3,075
補助金等収入	70
投資活動による収入	700
投資有価証券の満期償還による収入	700
財務活動による収入	1,269
長期借入金による収入	1,269
前期繰越金	2,270
資金支出	12,717
業務活動による支出	9,676
給与費支出	5,231
材料費支出	1,829
利息の支払額	66
その他業務活動による支出	2,550
投資活動による支出	1,994
投資有価証券の取得による支出	700
固定資産の取得による支出	1,294
財務活動による支出	1,047
長期借入金の返済による支出	605
移行前地方債償還債務の償還による支出	404
リース債務の返済による支出	38
次年度への繰越金	1,965

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

(注2) 給与費については、定期昇給分を見込んでいるが、人事院勧告等による給与改定は考慮していない。その他費用については、物価の変動は考慮していない。

医療機器・施設整備に関する計画

年度計画期間中、医療機器等の更新など、法人が担うべき医療を適切に実施するため、状況に応じた医療機器及び施設整備への投資を行うものとする。

年度計画期間中の総投資金額は、1294百万円程度としつつ、状況に応じて増減があるものとする。

(単位:百万円)

医療機器・施設整備の内容	財源	予定額
医療機器整備 手術室・ICU部門システム 一般病棟生体情報モニタリングシステムサーバー 全身麻酔装置 新生児用保育器 ほか	宮城県からの 長期借入金 及び自己資金	1,294
施設整備 中央監視装置周辺機器(2期) 本館3階病棟リハビリ室 放射線部空調設備 ほか		